

全ト協発第189号(環)

平成26年7月23日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三



事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省より別添のとおり通達が発出されました。

昨今の「脱法ドラッグ」の使用が原因と見られる交通事故の発生を受け、改めて薬物の使用禁止を徹底し、より一層の安全性向上を図るよう要請されたところです。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 吉田

電話：03-5323-7243 FAX：03-5323-7230

E-mail：yoshida@jta.or.jp





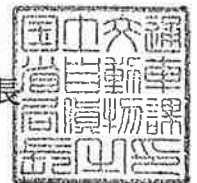
国自安第52号
国自旅第85号
国自貨第26号
平成26年7月16日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の徹底について

平成26年6月24日にいわゆる「脱法ドラッグ」の使用が原因とみられる交通事故が発生し8人が死傷した事故を受け、今般、厚生労働省から薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第79号）が公布され、平成26年7月25日に施行されることになったところです。

国土交通省においては、これまでも、安全な運転及びその補助をすることができないおそれがある薬物の使用禁止を徹底するよう自動車運送事業者に対して指導してきたところですが、改めて運転者を含む従業員に対し当該薬物の使用禁止を徹底し、より一層の安全性向上を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願いいたします。